

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 21 号	登録年月日	平成 28 年 10 月 12 日
申請番号	第 57 号	申請年月日	平成 28 年 1 月 7 日
特定農林水産物等の区分	第一類 農産物類 野菜類 (やまのいも)		
特定農林水産物等の名称	十勝川西長いも (トカチカワニシナガイモ) TOKACHI KAWANISHI NAGAIMO		
特定農林水産物等の生産地	帯広市、芽室町、中札内村、清水町、新得町、池田町、足寄町、浦幌町、鹿追町、豊頃町		
特定農林水産物等の特性	「十勝川西長いも」は長さが短いとっくり形で、肌・肉質ともに外観が白く褐変しにくいのが特徴であり、また、歯ごたえや食感が良く、トロロにしたときの粘りも強い。 白さは、表皮の明るさは 65L、可食部断面の明るさは 79L であり、また水分は 83.1%、澱粉含量は製品 100g 中 12g と水分は少なく、澱粉含量が多いため、その粘性は 250Pa、弾性も 300Pa、可食部の破断強度は 300g である。これらの分析数値は他産地と比較しても優位に高い。(別紙 1 都市エリア産学官連携促進事業研究成果報告書(平成 17 年度版一部抜粋)) また、種いもは基本種を網室による隔離栽培を繰り返すことによって、発現される品種特性を守り続けている。また、6 年の歳月をかけて増殖するとともに、罹病株の抜き取りを行うことで、ウィルス病の撲滅に全力を挙げている。 台湾への輸出は 1999 年から、安定供給しており、地場産のものより色が白く美味であることが現地の富裕層を中心に高い評価を受けている他、アメリカ、シンガポールでは薬膳の食材として人気があり、輸出も増えている。 2006 年度には海外の産地情報を把握したグローバルな視点から生産販売戦略を構築し、海外産地に負けない産地づくりに取り組んでいること、消費者が求める信頼できる農産物づくりに努力していること、さらに地域の立地条件や資源を巧みに活用した産地づくりや農産物づくりを展開していることが評価され第 36 回日本農業賞大賞を受賞した。 また、2007 年度には良質な長いも生産のため土づくりなどの基本技術の励行を徹底するとともに、種芋の選抜確保の技術確立や市場や消費者ニーズに対応するため通常秋に収穫する長いもを越冬させ、春に収穫することで通年出荷を実現したことなどが評価され(第 46 回)農林水産祭「天皇杯」を受賞した。 この他 2013 年に第 67 回北海道新聞文化賞、2015 年に 6 次産業化優良事例食料産業局長賞を受賞している。 現在では長いもの国内有数の産地としてブランドを確立している。		
特定農林水産物等の生産の方法	「十勝川西長いも」の生産方法は以下のとおりである。 (1) 種子(種いも) 基本種を網室による隔離栽培を行い、増殖した 6 年目の種子(種いも)を用いる。 (2) 栽培の方法		

	長いも施肥基準及び栽培マニュアルに基づき栽培を行う。 褐変を予防し、アクの少ない長いもを収穫するために収穫開始日を毎年定める。 (別紙 2 長いも施肥基準及び栽培マニュアル) (3) 出荷規格 長いもの 1 本重量と形状、肌、キズの状態にあわせ、A 等級で 6L、5L、4L、3L、2L、L、M、S、2S の 9 階級、B 等級で 2L、L、M の 3 階級、C 等級で 2L、L の 2 階級、平等級で 2L、L、M の 3 等級の規格に分類して、選果・おが粉入り箱詰及び個包装箱詰をしている。おが粉入り箱詰は、保湿と緩衝による白い外観を保ち、又個包装箱詰は特殊圧着によるフィルムに入れ、おが粉と同等に保つ。なお、A2S、平規格については原則的に加工向とする。また 6L、5L サイズは輸出向けとする。 また、おが粉入り箱詰は、出荷箱ごとに製造情報バーコード(規格・製造日・箱固有番号・生産者番号)を添付し、個包装箱詰は、規格、製造日、選果番号、選果時間を印字することによって、個体単位でトレーサビリティが可能。 (4) 最終製品としての形態 十勝川西長いもの最終製品としての形態は、長いも(青果)である。
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	「十勝川西長いも」で用いられている種子(種いも)は、当該地域の栽培環境に適合し、形状や色、食感等の特性を発現するために、1971 年に導入した優良種子を生産地において優良無病の選抜・育種を繰り返してきた種子いもである。この種子は、栽培面積にあわせて必要量のみ配布することによって厳格に管理している。 また、選果においてはトレーサビリティシステムを確立し、消費者が求める信頼を確保している。 「十勝川西長いも」が栽培される十勝地域の気候は冷涼で夏場の日照時間が長く、昼夜の温度差が大きいことから急激な成長が抑制され、じっくりと成長することで澱粉をはじめとする成分含量が多くなり、夜間の気温の低さは呼吸を抑制し、褐変の原因となるポリフェノールの生成を阻害し肌・肉質が白く維持されるとされている。 「十勝川西長いも」の栽培土壌は支笏カルデラ周辺の火山から噴出した火山灰が偏西風に運ばれ、降り積もって火山灰層を形成した黒ボク土であり、特に腐植層が厚く残されて水はけが良く、短いとっくり型の形状を維持するのに適しているといわれている。 この地域に特有の気候と黒ボク土が「十勝川西長いも」の特性を発現していると考えられる。 (別紙 3 十勝(帯広)の気候) (別紙 4 十勝の土壌)
特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	「十勝川西長いも」は 1971 年に当協議会の前身である川西そさい組合の発足と同時に始まり、冷害や台風被害による生産量の変動はあるものの、1984 年には生産量は約 1,800t に達し、「十勝川西長いも」は当該地域の特産品としての支持を得て市場のニーズが急速に高まったことから、生産量を確保するために 1985 年には隣接地域である芽室・中札内管内の生産者と広域体制で「十勝川西長いも運営協議会」を設立した。 その後さらなる生産基盤強化のため十勝管内の足寄町、浦幌町、

	新得町、十勝清水町、十勝高島管内の生産者への広域参加を勧め、拡大に取り組んだ。 1991年には生産量が10,000tを越え、翌年には選果場及び貯蔵庫を整備し品質の保持と安定出荷に努めた。この頃から海外からの引き合いも増え、1999年からは台湾をはじめとする東アジア地域への輸出がはじまり、2007年には米国への輸出も開始した。 現在はグローバル市場のニーズに応えるため通年出荷を行っており、2014年の生産量は20,000tを越えている。
規則第6条第2項各号に掲げる事項	第13条第1項第4号ロ該当の有無：該当する 商標権者の氏名又は名称：帯広市川西農業協同組合 登録商標：十勝川西長いも 指定商品又は指定役務：第31類 十勝支庁帯広市川西地域及びその近隣地域で生産された長いも、十勝支庁所在の帯広市川西農業協同組合において生産及び管理された種いもを用いて十勝支庁帯広市川西地域及びその近隣地域で生産された長いも 商標登録の登録番号：第5002095号 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む）： 登録年月日：平成18年11月10日 更新登録日：平成28年6月14日 存続期間の満了の年月日：令和8年11月10日 専用使用権者の氏名又は名称：設定されていない 商標権者等の承諾の年月日：平成28年1月5日
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	十勝川西長いも運営協議会 北海道帯広市川西町西2線61番地 会長 有塚 利宣
備考 1. 【変更年月日：令和元年5月8日】 ・特定農林水産物等の区分の変更 （変更前）第二類 野菜類 やまのいも（長いも） （変更後）第一類 農産物類 野菜類（やまのいも） ・特定農林水産物等の生産地 （変更前）特定農林水産物等の生産地： 帯広市、芽室町、中札内村、清水町、新得町、池田町字高島、足寄町、浦幌町 （変更後）特定農林水産物等の生産地： 帯広市、芽室町、中札内村、清水町、新得町、池田町字高島、足寄町、浦幌町、鹿追町 2. 【変更年月日：令和2年5月29日】 （変更前）特定農林水産物等の生産の方法 （3）出荷規格 長いもの1本重量と形状、肌、キズの状態にあわせ、A等級で5L、4L、3L、	

2 L、L、M、S、2 S、3 Sの9階級、B等級で2 L、L、Mの3階級、C等級で2 L、Lの2階級、平等級で2 L、L、Mの3等級の規格に分類して、選果・箱詰し、保湿と緩衝による白い外観を保つため、おが粉を封入する。なお、A 2 S・A 3 S・平規格については原則的に加工向とする。また5 Lサイズは輸出向けとする。

また、出荷箱ごとに製造情報バーコード（規格・製造日・箱固有番号生産者番号）を添付する。

（変更後）特定農林水産物等の生産の方法

（3）出荷規格

長いもの1本重量と形状、肌、キズの状態にあわせ、A等級で6 L、5 L、4 L、3 L、2 L、L、M、S、2 Sの9階級、B等級で2 L、L、Mの3階級、C等級で2 L、Lの2階級、平等級で2 L、L、Mの3等級の規格に分類して、選果・おが粉入り箱詰及び個包装箱詰をしている。おが粉入り箱詰は、保湿と緩衝による白い外観を保ち、又個包装箱詰は特殊圧着によるフィルムに入れ、おが粉と同等に保つ。なお、A 2 S、平規格については原則的に加工向とする。また6 L、5 Lサイズは輸出向けとする。

また、おが粉入り箱詰は、出荷箱ごとに製造情報バーコード（規格・製造日・箱固有番号・生産者番号）を添付し、個包装箱詰は、規格、製造日、選果番号、選果時間を印字することによって、個体単位でトレーサビリティが可能。

3. 【変更年月日：令和4年10月25日】

・特定農林水産物等の生産地

（変更前）特定農林水産物等の生産地：

帯広市、芽室町、中札内村、清水町、新得町、池田町字高島、足寄町、浦幌町、鹿追町

（変更後）特定農林水産物等の生産地：

帯広市、芽室町、中札内村、清水町、新得町、池田町、足寄町、浦幌町、鹿追町、豊頃町